

子どもの貧困

～大人・社会がどう寄りそうか

日本の子どもの6人に1人、320万人が貧困状態で暮らしています。大人の貧困率16%、子どもの貧困率15・7%、今や日本はOECD諸国の中でワースト2位の貧困・格差社会になっています。

貧困は、子どもが本来持っている発達可能性、潜在力の発揮を奪います。貧困の放置は子ども自身と社会全体の未来を閉ざすことになります。健全な社会とは子どもたちが希望をもって幸せに生きられる社会です。私たち大人は子どもたちの「今」を見つめ、何をなすべきかをあきらかにし、行動しなければなりません。



(写真と本文は関係ありません)

子どもの貧困

「大人がどう寄り添うか」

弁護士 堅 十萌子

無知の怖さ

1 私の以前の認識

「子どもの貧困」という問題がある、と分かったのは、恥ずかしながら弁護士になってからです。

私自身が学生だった時、ちゃんと勉強しない子、学校のルールから脱線する子等に対して、「迷惑」「怠けている」「厳しく処罰するべき」等と思っていたように思います。今思えば、子ども達には、様々な貧困や不平等等、問題が背景にあったのだと思います。でも、貧困は、子どもの中でも、隠されていたように思います。

2 全く平等ではないことを知る

弁護士になり、多数の事件を扱い、また、反貧困ネットワークの中で、さいたま教育文化研究所の白鳥勲先生に子ども

の貧困について教えてもらって初めて、私は「子どもの貧困」の問題と深刻さを知りました。そして、「子どもは、スタートにおいて、全く平等ではない」という現実を目の当たりにしました。

3 無知の怖さ

私自身、弁護士になり貧困問題を学んでいなければ、貧困問題について、無知のままだったと思います。貧困は、教えてもらわないと、隠されていて、分からないものだと思います。貧困が広がり解決しない根本は、多くの人の「無知」から来ているのではないかと思います。

子どもの貧困の実態について感じる事

1 深刻な子どもの貧困の実態

女性の権利を守りたいと思って弁護士になったことから、女性事件を多数扱っ

ています。DV被害を受けた女性の離婚事件等が多いです。傷ついた女性達を守ろうと思うと、その後ろには、さらに傷つき弱い存在の子ども達がいきました。子どもの貧困は、金銭的貧困はもちろんのこと、頼れる大人がいない等の精神的・資源的貧困、コミュニティの貧困、居場所の貧困、知的貧困、愛情の貧困、親等を支える支援の貧困、希望の貧困等、様々な貧困が複数絡まっています。

でも、子ども達は声を上げることは出来ません。突き付けられた人生を黙々と受け止めるしか出来ないのです。

そして、この貧困は、連鎖していくことが多いのが実態です。

2 実態について感じる事

子どもの貧困を取り巻く責任の追及先は、親になります。しかし、事件を扱っていると、親の不十分さ、人間的な弱さは、やむを得ない、と思うことが多いです。親も同じように様々な貧困の中で必死になって生きています。もっと早く、この親を社会全体でサポートする仕組み

を構築しなければならない、と強く思います。それこそ、この親が子どもの時からです。したがって、子どもの貧困のサポートは、全ての貧困解消につながっていくと思っています。

大人が どう寄り添っていくか

1 社会の意識を変える

まず、子どもの貧困の問題を解消するためには、社会の意識を変えることだと思います。「子どもは社会の宝である。社会全体で育てる」という意識を持つことです。少子化の今、子どもはもともと大切にされなければならないと思います。しかし、様々な事件を扱っていると、子ども達は全く社会に大切にされていません。親だけではなく、社会全体が、子どもを宝として育てる、という意識が必要だと思います。

2 法制度を充実させる

2013年6月に子どもの貧困法案が成立しました。法律が制定されたこと自体はとても良いことに思います。早急な具体策・実効性が求められます。

また、子どもを社会全体で育てるという意味からも、養子縁組制度や里親制度

を社会で受け入れ、充実させるべきとも思います。また、寄付控除制度、児童施設等の充実、保育園の増加等、もつと法制度を充実させるべきだと思います。

また、貧困は、労働環境の悪化も原因であるため、労働法制度の厳格化も進めなければなりません。

3 支援制度を充実させる

お母さん達に一番求める支援制度を尋ねると、教育分野と言います。貧困家庭は塾に通わせることが出来ません。今、埼玉では、教育支援制度（アスポート等）が始まり、これは大変素晴らしい制度だと思えますが、生活保護ではない生活保護水準の家庭や中学校以下の子ども達にも適用されるようになるかと思っています。

後は居場所作り等の様々なきめ細やかな支援制度が必要であり、様々な形で充実させていかなければならないと思います。それに対する人的・経済的支援はもちろんのこと、結果の評価は、慎重に柔軟にする必要があります。

4 「はぐたまカフェ」について

私は、女性事件を扱っている中で、離婚等で悩んでいる女性達が集まり、子ども達も集まり、女性も子どもも元気にな

れる場を作りたいとずっと思っていました。そして、「はぐたまカフェ」を始動させました。女性達は、同じ悩みを持ちより話すことで元気になる性質を持っています。「はぐたまカフェ」のスタッフは、弁護士その他に、女性支援団体の方、看護師、女性相談員、助産師等、様々な専門家で構成されています。さらに多くの専門家と繋がれたらと思っています。ただ、運営はスタッフの善意で支えられており、人的・経済的な不足、継続する難しさは感じています。

5 専門家の連携

貧困問題は、様々な問題が複雑に絡み合っているため、一人の専門家が引き受けると、専門外のことも引き受けなければならぬため、許容オーバーとなり、本当に大変なことになります。

しかし、多くの専門家が連携が出来れば、貧困問題は難しくなく、かつ、成果も顕著に現れるので、専門家冥利に尽きる取り組みとなります。

多くの部門の専門家が多くの地域で繋がれば、これほど強い支援制度はないと常々思っており、多くの専門家が繋がる方策を模索しています。皆様とも是非繋がれたらと願ってやみません。

「貧困の連鎖」を防ぐ埼玉県

アスポート教育支援事業

埼玉県福祉部社会福祉課 保護担当 龍前 航一郎

1 貧困の連鎖

「貧困の連鎖」という言葉をご存じでしょうか。これは「生活保護を受けている家庭で育った子どもが、大人になって再び生活保護を受ける」ことを意味しています。

関西国際大学の道中隆教授が、西日本のある自治体で、貧困の連鎖がどれくらいあるのか調べたところ、25・1%であることが分かりました。¹

これは、生活保護受給という経済的貧困が、世代間で継承される割合が高いということを意味しています。

また、東京大学大学院教育学研究科経営・政策研究センターの調査によると、親の年収と高等教育への進学率に明確な相関関係があることが分かります。（表

1）つまり貧困が低学力を生み、低学力が再び貧困を生み出すという悪循環があるので。

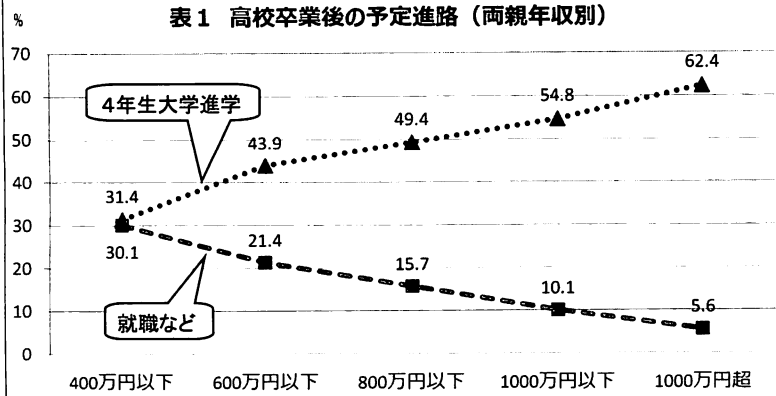
この貧困の連鎖を防ぐことが、埼玉県で実施しているアスポート教育支援事業の大きな目的なのです。

2 事業開始の契機

平成20年9月のリーマンショック以降、生活保護受給者が急増しました。福祉事務所では生活保護申請の増加に対応しなければならぬ一方、既に保護をしている人達への自立支援も進めなければなりません。

ところが受給者の増加に合わせたケースワーカーの増員が追いつかず、自立に向けた支援を進めるのが困難な状況になりました。

表1 高校卒業後の予定進路（両親年収別）



出典：東京大学大学院教育学研究科経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第1次報告書」（2007年）（平成24年度版 厚生労働白書から転載）

そのため、自立支援の取り組みを外部の専門家に任せることにより、自立に向けた道筋をつけようと、生活保護受給者「チャレンジ支援事業」が始まりました。平成22年9月のことです。

この事業は、教育支援、就労支援、住宅支援の三本柱からなっています。それぞれの支援事業は、専門の外部団体に委託しています。教育支援事業を委託しているのは「一般社団法人 彩の国子ども若者支援ネットワーク」という団体です。またこの事業には「アスポート」という愛称があります。これは「明日に向かって船出をする港」という意味です。日本語の「明日」と英語の港「ポート」、さらに「明日へのサポート」をかけた、埼玉県が作った愛称です。ですからこの記事でも「アスポート」という名称を使います。

3 アスポート教育支援事業について

(1) 高校進学率

アスポート教育支援事業では、貧困の連鎖を防ぐため、高校進学率に着目しました。

事業開始前の平成21年度の高校進学率を調査したところ、県内全世帯の高校進学率98・2%に対して、生活保護受給世帯の高校進学率は86・9%と10ポイント以上も低かったのです。

高校に行かなければ、中卒の学歴で仕事を探さなければならぬわけですから、当然、生活保護から脱却するだけの収入が見込める仕事に就く可能性が低くなってしまいます。

貧困の連鎖を防ぐ方策として、まず高校への進学支援を始めることになりました。

(2) 家庭訪問と学習教室が車の両輪

高校進学支援の対象者は中学生です。事業開始当初は、中学3年生を対象とした学習教室を開設しました。

しかし、学習教室を開設しただけでは、教室に来るのは学習意欲のある生徒だけです。そのため対象生徒がいる家庭を訪問し、学習教室での勉強を勧めているのです。

アスポート教育支援事業の委託団体には教育支援員が配置されています。教育支援員には元教員、社会福祉士、臨床心理士、児童相談所や福祉事務所のケース

ワーカー経験者などを充てています。

この教育支援員が、対象となる中学生がいる家庭を訪問し「学習教室を始めたので、ぜひ参加してください」と説明します。

子ども自身がひきこもりや不登校で支援員と話をしてくれない場合もあります。が、何回も家庭訪問して、できるだけ話をして信頼関係をつくり、学習教室に来てもらいます。

子どもは学習教室に行きたいと希望しているのに、親に理解が無く、反対される場合もあります。その場合も何度も家庭訪問し、親と話をして理解を求め、子どもが学習教室に来られるようにしていきます。

埼玉県のアスポート教育支援事業は、この家庭訪問と学習教室が車の両輪となっているのが大きな特色です。

(3) 学習教室は老人ホーム

学習教室には、特別養護老人ホームの会議室などを無償で提供していただきます。平日は学校が終わってから、土曜日は午後から、教室を開いています。

なぜ学習教室に特別養護老人ホームを使うのかという質問をよく受けます。



学習教室の風景

す。

埼玉県の学習教室は単に勉強を学ぶところではありません。老人ホームが会場だと、施設職員の方や入所のお年寄りとの施設イベントなどを通じ交流することができます。その中で人間的な成長も期待できます。また介護の仕事に興味をもつ子もでてきました。

とあるホームでは、高校受験前に、教室に参加する子どもにも合格祈願の手作り御守りをプレゼントしました。そ

して受験が終わったら、子ども達が施設の職員や入所のお年寄りにお礼をしたのです。

老人ホームを教室とすることで、勉強だけではなく、様々な効果が期待できるのです。

(4) 教えるのは大学生

教室に来る子の半数は低学力です。中学生ですが、小学4年生くらいの学力で止まってしまっている子が多いのです。分数や小数の計算が分からない、アルファベットが書けない。そんな状況では勉強が面白くなるはずがありません。

そのため学習教室では、子ども一人ひとりに合わせた教え方が必要です。そのため教育支援員だけでは足りません。大学に協力してもらい、学生ボランティアが、ほぼマンツーマンで教えています。

中学生と大学生では、それほど歳が離れていません。お兄さん、お姉さんから教えてもらう感覚です。そうした親しみやすさも、勉強しやすさにつながっていると思います。

4 活動の様子

この事業を始める前、果たしてそんな

に子どもたちが来るのだろうか、来ても勉強しないのではないか、という心配が多かったのですが、実際に事業を始める、その心配は杞憂に終わりました。

今までまったく勉強が分からなかった、そもそも家庭は宿題さえできるような環境になく、勉強部屋もなければ勉強机もないような子もいます。そのような子ども達が学習教室に来ると、途端に目を輝かせて勉強を始めるのです。

事業開始の平成22年度には、学習教室は5か所で始まりました。家から遠いところでは片道2時間かかるような子もいたのですが、それでも一生懸命来るのです。雨でもカッパを着て来るのです。

今は17か所に増えたので、ほぼ1時間以内で来られるようになりましたが、いい意味で大人たちの期待を裏切って、本当に熱心に来てくれました。

5 成果と今後の取り組み

(1) 小さな成功体験の積み重ねによる成果

教室に来る子どもたちは、小さい頃から「できない」と言われています。本当

にできないのではなく、親も先生もあきらめてしまったり、期待していなかったりするだけです。しかし、学習教室に来て、少しずつ成績が上がっていく、中間や期末の点が少しずつ上がっていくことで、自信がついていきます。こうした小さな成功体験の積み重ねが、高校受験の成功につながっていきました。

この結果、平成22年度の教室参加者の高校進学率は10%上がって97・5%となり、一般世帯の98%にほぼ並びました。23、24年度も引き続き97%を維持しています。

対象生徒も、23年度からは1年から3年までの全学年に広がっています。

(2) 新たな取組み

せっかく高校に入学しても中退してしまう子が多くいます。平成23年度の高校中退率を調べたところ、県内公立高校の中退率が3・1%だったのに対し、生活保護世帯の高校1年生の中退率は6・9%と倍以上も高いことが分かりました。

また中退理由についても調べると、全世帯での中退理由では学校生活不適應が多いのですが、生活保護世帯の高校生の

中退理由は「学業不振」の割合が最も多かったのです。

そのため、高校生にも学習教室で勉強を教えることで中退を防止しようと、今年度から高校生向けの学習教室を7か所設置して学習支援を始めました。

また、生活保護世帯で育つと、親が働いている場合もありますが、病気などで親が働いていないと、子ども自身の就労意欲がなかなか高まらないといった問題があります。

このため、老人ホームで介護の仕事の手伝いをするなどの就労体験事業を始め、高校生の就労意欲の喚起を図っています。

これからも中学生・高校生への支援を充実し、生活保護世帯の自立支援を充実していきます。

1 道中隆「保護受給層の貧困の様相——保護受給世帯における貧困の固定化と世代間連鎖——」(『生活経済政策』No.127、2007年)

人権／社会正義と

子どもの貧困対策の推進

立教大学教授 湯澤 直美

人権／社会正義 ／貧困問題

近年、格差社会の実相が取り上げられるようになり、現代における貧困問題に社会的な関心が寄せられつつある。しかし、生活保護受給者へのバッシングをはじめ、貧困当事者のかたがたの暮らしの実態から乖離した、あるいは実態を歪めるような報道が後を絶たず、貧困を社会問題として理解し、貧困問題の解決をめざす社会的合意の形成にはいまだ厚い壁が立ちはだかっている。

そこで、ソーシャルワークの領域では、人権と社会正義の観点から貧困問題の解決を重視する見解があることを改めて確認しておきたい。国際ソーシャルワーカー連盟（以下、IFSW）による

ソーシャルワークの定義では、ソーシャルワーク専門職は、「人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の

変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワメントと解放を促していく」ものであり、「人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である」と明記している¹。つまり、ソーシャルワークは、「人道主義と民主主義の理想から生まれ育ってきたのであって、その職業上の価値は、すべての人間が平等であること、価値ある存在であること、そして、尊厳を有していることを認めて、これを尊重することに基盤を置いている」として、ソーシャルワーク専門職は「不利益を被っている人びとと連帯して、貧困を軽減することに努め、また、傷つきやすく抑圧されている人びとを解放して社会的包含（ソー

シャル・インクルージョン）を促進するよう努力する」ことが打ち出されている。

2008年4月に開催されたIFSW総会では、「貧困緩和とソーシャルワーカーの役割に関する国際的方針草案」が起草され、「IFSWは、貧しい人々が経済的、そして政治上の、そして社会的な前進を組織化して促進する権利を再確認する。それは、社会の不平等を促進する状況や政策に挑戦することによってである」と提言している²。

子どもの貧困問題をめぐっては、「子どもには罪はない」「子どもは生まれる家庭を選べない」という視点から対策の必要に言及されることが多い。しかし、このような視点のみに立脚した言及は、親／保護者の「努力不足」や「自己責任」に原因を求めるような「安易な親批判」に転じやすい。ソーシャルワークの価値を根拠にすると、子どもの貧困問題への社会的対応もまた、人権と社会正義の観点にたち、不平等を促進する社会の仕組みや政策に挑戦する観点から、子ども・親・保護者の権利保障を促進する営みであると位置づけることができる。

日本における子どもの貧困問題への見解

2010年6月には、子どもの権利条約に規定されている政府報告書審査制度にもとづいて、国連の子どもの権利委員会より日本政府が提出した報告書に対し、第3回最終見解が採択され、公表されている³。そのなかで注目すべきことのひとつは、子どもの貧困に焦点をあてた見解が示された点である。すなわち、貧困が近年の経済危機以前からすでに増加しており、子どものための補助金と子どもの福祉及び発達のための手当が一貫して整備されていないことに対する深い懸念が表明されている。そして、「67. 委員会は、締約国が、貧困の複雑な決定要因、発達に対する児童の権利及びひとり親世帯を含む全ての世帯に対して確保されるべき生活水準を考慮しながら、貧困削減戦略の策定を含め、児童の貧困を根絶するために適切な資源を配分するよう勧告する」と明記された。また、その前提として必要な実態把握についても、「21. (前略) 委員会は、貧困状態にある児童・障害のある児童・外国籍児童の就学率や、学校における暴力やいじめを含

む、条約がカバーするいくつかの分野に関するデータの欠如に懸念を表明する」と指摘している。国際社会からみたこうした日本の現状は、日本政府が子どもの貧困の解決へのイニシアティブをとる必要性とともに、実効性ある政策の構築が緊急課題であることを示している。

日本においては、政府がようやく相対的貧困率を公表したのが2009年と遅く、データも限定的である。その後、国民生活基礎調査において1985年に週り公表された数値をみると、1985年の子どもの貧困率は10・9%であり、すでに約9人に1人の子どもが貧困線未満の暮らしだったことが判明した。2003年は13・7%、2006年は14・2%、そして2009年には15・7%に悪化している。ユニセフ・イノセンティセーターが2012年に公表した「Report Card 10 Measuring child poverty」によると、比較可能なOECD加盟国35か国中、日本の子どもの相対的貧困率は14・9%、305万人に相当する。これは、35か国中、高いほうから9番目に位置している。ここでいう相対的貧困率は、「世帯の可処分所得を世帯人数で調整した所得額の中央値の50%に

満たない世帯員の割合」であり、OECDでは国際比較する際に50%をひとつの指標として採用している。「Measuring child poverty」ではその他のデータも紹介しており、貧困線を60%とすると日本の子どもの貧困率は20・5%と約5人に1人に及ぶ。また、図1は、貧困線未満の人々の平均所得が貧困線を何パーセント下回っているか、という貧困ギャップを比較したものである。いわゆる貧困の「深さ」を示すこの指標では、日本は31・1%、高いほうから数えて7番目となっている。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定と実効性ある施策の推進

このような看過できない日本の子どもの深刻な現実をどう解決していくのか。2013年6月、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が議員立法として、衆議院・参議院ともに全党一致で可決された。この法律では、子どもの貧困対策を総合的に策定し実施する国の責務を規定し、内

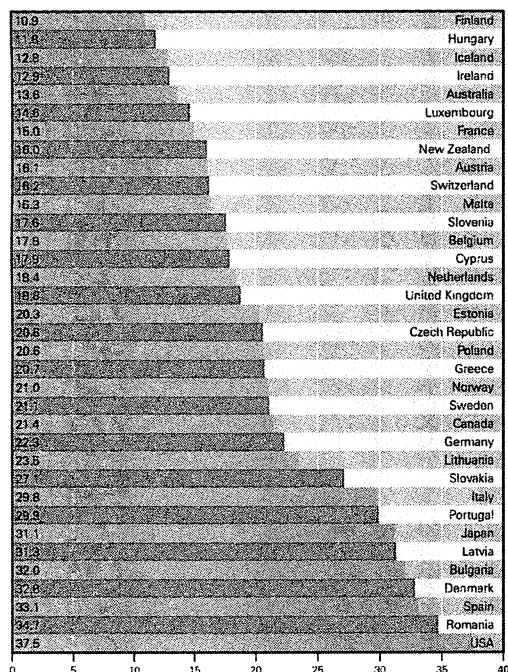


図1 子どもの貧困ギャップ

出典：UNICEF Innocenti Research Centre (2012)
 “Report Card 10 Measuring child poverty”

る施策の体系図を明瞭にすることが求められる。そして、あらゆる省庁／所管課において、あるいは、あらゆる領域において、それぞれの立場から子どもの貧困を可視化し、

閣府に「子どもの貧困対策会議」を設置するとともに、子どもの貧困対策に関する大綱案を作成することが盛り込まれている。政府には毎年1回、子どもの貧困の状況と対策の実施状況を公表する義務が課され、地方公共団体は都道府県子ども貧困対策計画を定めることになる。これまで、子どもの貧困対策を誰が責任をもって遂行するのかという議論さえなかったなかで、国の責務を明確にし、子どもの貧困対策に省庁横断的に取り組む体制が整備されることは一歩前進である。しかし、都道府県子どもの貧困対策計画

の策定は努力義務にとどまっているため、取り組みの姿勢により地域格差が生じかねない。すべての都道府県が、地域の実状を反映した計画策定を進めていくことが必要である。

貧困の解消を図るならば、貧困を図る様々な指標によって削減目標をたて、実効性のある政策を検討し、施策を立案していくことは必須事項である。また、保護者の妊娠期や子どもの乳幼児期から若者期への切れ目ない支援とともに、子どもの発達や家族関係・社会関係、親子の健康・精神保健・文化的な体験など、暮らしを俯瞰する施策の体系図を明瞭にすることが求められる。そして、あらゆる省庁／所管課において、あるいは、あらゆる領域において、それぞれの立場から子どもの貧困を可視化し、

解決への方法を明確化したうえで連携していくことが重要となる。

いまだ子どもの貧困をめぐる現実には、十分に共有されていない。子どもの貧困の放置は、子どもの権利条約に規定されている諸権利を侵害するものであり、言い換えれば、子どもの権利の実現には子どもの貧困問題の解決は必須課題である。子どもの貧困対策法をひとりでも多くの人々に周知するとともに、子どもの貧困対策法を根拠とした政策の推進により、あらゆる子ども／若者が包摂される社会への歩みが促進されることを期待したい。

- 1 2000年7月27日国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）総会において採択。日本語訳は日本ソーシャルワーカー協会、日本社会福祉士会、日本医療社会事業協会で構成するIFSW日本国調整団体が2001年1月26日決定した定訳である。http://www.jicsw.or.jp/01_csw/08_shinyo/teigi.htmlを参照。
- 2 <http://www.jasw.jp/news/IFSWmessage.pdf> (2012年1月4日)
- 3 外務省「児童の権利条約第3回政府報告審査後の児童の権利委員会の最終見解（仮訳）」2010年9月 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/1006_kj03_kenkai.pdf)

子どもたちの学びと就学援助

越谷市立平方小学校 学校事務職員 永山 美子

「参加費が払えないなら、修学旅行は連れていくべきではないと思うけど、どう思う？」こんな意見が学校の中で交わされたら、あなたはなんと答えますか？

数年前の全国紙の一面トップ記事に、「子ども10人に1人が就学援助を受ける時代」と報じられました。それから何年もたたないうちにさらに増え、子ども6人に1人が就学援助を受ける時代になってしまいました。格差貧困がひろがり続け、不安定な経済状態は子育て世帯に大きな打撃を与えます。そして無償であるはずの義務教育なのに、学校に行かせるにはかなりのお金がかかります。林間学校・修学旅行・制服・ランドセル・部活動・鍵盤ハーモニカ・算数セットなどなど。就学援助制度を充実させることはもちろん必要ですが、親の経済状況を考慮して

集金する金額を減らす工夫をしている学校はどのくらいあるのでしょうか。お金の心配をしないで、子どもたちが安心して学べるよう、私たち学校に勤務するおとなができることは何なのでしょう。

わかりやすく受けやすい 就学援助とは

私が所属する埼玉学校事務職員制度研究会は、県内の市町村ごとに就学援助の周知方法や申請方法などを調査したことがありました。この調査から周知の仕方や申請方法は認定率に少なからず影響するということがわかりました。私の勤務する越谷市の認定率は県内ではかなり高い方です。ほかの市町村と比較すると周知方法は全家庭に丁寧に行っていることがわかりました。具体的には、義務教育の

入り口である小学校入学時に「就学援助の概要」を簡単な文書にして配布します。学校によつてはお知らせ文書を配布するだけでなく口頭で説明を加えている学校もあります。加えて、4月には全家庭にお知らせ文書が配布され、その文中には認定基準となる所得の目安が明記されています。また、申請書の用紙は教育委員会・学校どちらにも用意があり、どちらに提出してもいいのです。所得を証明する書類は提出する必要はなく、小学校と中学校に兄弟姉妹がいても1枚の申請書ですみます。

申請しようとする保護者にとっては、お知らせの文書に自分の家庭が該当する状況かどうかかわかりやすく書かれているか、申請書は必要最小限の情報を記入するものか、添付書類が必要かどうかは大きな問題なのです。

子どもにかかわることは 担当課をこえて

先日、ある保護者の方からお手紙をいただきました。「永山さんに丁寧の説明していただいたおかげで、無事に就学援助の申請ができました。ありがとうございます。役所の事情はわからないが、この書類がこつちで、あの書類があつちと。同じ市役所なのに……わかりにくいものです。」と書かれていました。事情があり、児童扶養手当と就学援助の両方を申請するため市役所に出向いたところ、「児童扶養手当と就学援助の両方は受給できない」と市の担当者に言われ、どうして良いかわからず学校に電話をくださったのでした。「児童扶養手当」は子育て支援課が担当、「就学援助」は教育委員会が担当であるため、多少の行き違いがあつたのだと思いますが、申請者にとってはどちらも子育てにかかる援助のこと、担当窓口をこえて支援する対応ができれば良かったのにと思わざるをえません。

越谷市では、就学援助認定者には学童保育の保育料が免除になる制度がありますが、担当課が違うためか、保護者にこ

の制度の説明が浸透しているとはいえない状況です。

私がかつて勤務した学校でこんなことがありました。学童保育の指導員さんが事務室にわざわざ出向いてくださり、就学援助認定と保育料免除のことを教えていただきました。長く学校に勤務しながら、この指導員さんのおかげで、はじめてこのことを知ったのです。越谷市では夏休み中の一定期間、学童保育児童に給食を提供しています。しかし、給食提供を希望しても、保育料を滞納した家庭は申し込むことができないのです。暑い季節、お弁当の準備が大変と給食を申し込む家庭は多いのですが、保育料を滞納したためほかの子と同じように給食をとることができないのです。このことに心を痛めた指導員さんが、就学援助のことを多くの家庭に知って欲しいと学童保育室でも宣伝してくれていました。

このことをきっかけに、私は入学説明会の際、就学援助制度の説明と同時に学童保育料や給食のことを説明するようにしました。熱心にメモをとるおかあさんたちがたくさんいて、話して良かったと思っています。

福祉と教育とのつながり

生活保護家庭に支給されている教育扶助費、ほかに補助教材の費用が支給されることがあります。越谷市では、例年4月に福祉事務所から学校にこの補助教材費用の照会がありました。しかし、2008年度からこの補助教材費用の照会がなくなり、その理由を福祉事務所に問い合わせたところ、回答する学校が減ったためということがわかりました。以後、教育委員会に報告している「教材使用届」に書かれた教材費用をこの補助教材費用とみなし、保護家庭に支給するよう変更されました。以前と変わりなく保護家庭に教材費用が支給されるように、「教材使用届」に費用負担のある教材は丁寧に報告しようと職場内で共通理解していくことにしました。

このことは、福祉事務所とのつながりの大切さを学ぶきっかけになり、それ以降は、できるだけケースワーカーの方と連絡を取り合うようにしています。保護家庭の給食費や教材費の集金方法を工夫する、福祉事務所に学校の費用面の実情を伝えるなど、お互いが必要としている

ことから連携を始めました。どの子も、お金の心配をしないで学校にかよえるよう、福祉と教育は、今こそ手をつなぐ時期に来ていると思います。

学校でできること・ できないこと

そもそも学校を運営していくため費

用、教育課程を実施するための費用はどれくらいあればいいのでしょうか？2割公費負担、8割が保護者負担ともいわれる実態のなか、公費学校予算は年々減らされ続けています。行政は財政難を理由に予算をいとも簡単にカットしますが、子どもたちの学びもカットされなければならぬのでしょうか？

就学援助費が一般財源化されて8年が

経ち、認定基準や支給費目・金額を後退させる市町村が残念ながら増えてきています。

子どもたちの学びを保障するために、今こそ学校現場の声を、子どもたちの希望を、保護者の叫びを届け、就学援助の充実と教育予算獲得のためにともに奮闘していきましょう。

生活保護基準引下げと

就学援助制度

竹山 トシエ

8月から3年間をかけて実施される生

活保護基準の引下げ、就学援助を受けて

いる子どもたちにどのような影響が出てくるのか。7月24日、埼玉弁護士会との学習会に参加し、就学援助制度について

1) 就学援助制度とは

就学援助制度は、「どの子もお金の心

配をしないで学校で学ぶことができる」

ための制度で、憲法25条、26条、教育基本法、国際条約にも定められている「子どもの権利」である。8月から始まった生活保護基準引下げ、就学援助への影響、

子育て世帯の引下げ率が大きいことなど心配がたくさんある。

市町村が実施責任を負う就学援助は、要保護児童生徒（生活保護受給世帯の児童生徒）と準要保護児童生徒（生活保護に準ずる程度に困窮している世帯の児童生徒）が対象である。生活保護基準引下げによる生活保護受給世帯の減少は要保護児童生徒の減少となり、さらに、準要保護児童生徒の認定基準は、一般的には生活保護法の基準を基礎にその倍率を決め認定基準としているので、生保基準の引下げは、就学援助の認定基準に大きな影響を及ぼすことは必須である。

就学援助は、学校教育法で「経済的理由によつて就学困難と認められた学齢児童の保護者に対して、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされている制度である。補助の2分の1は国庫補助で、支給内容や金額も国基準を参考に決めている市町村がほとんどであるが、国庫補助は実額でなく、「予算の範囲内」とされたために、その運用実態（認定基準や給付内容）は市町村ごとに異なった制度となっている。2005年、就学援助は生活保護世帯の修学旅行費に限られ、他は一般財源化された。住む場

所の財政力、方針によつて、認定基準や給付額の違いが生じる事態が一層広がっている。

就学援助対象の小中学生は、1997年に78万人（6・6%）、2011年は157万人（15・5%）と増加、約6人に1人となった。認定基準は、生保基準の1・5倍から1・3倍と1・0倍（政令市の半分は1・0倍）と厳しくなる中で増加である。1997年と2011年の18歳未満の子どもがいる世帯の平均所得を比較すると、124万円の減少で658万円。就労形態による差は大きく、1年未満の雇用契約の世帯所得は453万円、1ヶ月未満の世帯では204万円となっている。

文科省調査ですら、学校教育費（給食費を含む）は小学校で9万7千円、中学校で16万7千円、塾などの学校外教育費まで入れると小学校30万4千円、中学校46万円にもなる。家計に占める教育費の負担は耐えがたいものになっている。憲法は、どの子もすべての国民が「ひとしく教育を受ける権利」を持つことを明示している。子どもの権利条約、社会人権規約も批准され、「子どもの貧困対策法」も成立した。市町村の給食費等の無

料化などの動きも伝えられるようになった。しかし、子どもや保護者の過重な負担は定着し、負担費用はさらに増加しているように、私には思えてならない。

1964年、「教科書国庫負担請求」裁判は、「義務教育無償は授業料不徴収のみを意味し、他の教育費の無償は立法政策の問題である」という最高裁判決で終わり、いまなお授業料という名のお金と給与費と施設設備費、そして検定教科書の無料配布はあるものの、「家庭にあるもの、持ち帰るものは私費負担」、「教育は親責任」「受益者負担」論は定着し、学校はなんらの根拠もなく当然のように、お金を徴収し、制服着用でなければ学校に入れない「指導」実態が少なくない。世取山洋介さんのグループとともに行った私たちの調査では、学校運営費の8割私費負担、公費は2割でしかない。無償教育が実現していない今、みんなのお金でみんなの子どもを育てる学校、つまり公費拡充の要求をもっともつと広げていくことが必要だと思う。そのためにも、就学援助制度は子どもたちが学校に通うための大事なセーフティネット、大切な運動である。

2) 就学援助の実態、問題点

① 条例・規則のある市町村は少ない、要綱・手引さえない市町村が2割程度ある。

② 保護者、住民に就学援助の説明―給付内容、金額、記入方法等丁寧な案内が少ない。

③ 申請書の配布、提出、認否結果等、学校（子ども）経由となっている市町村が多い。

④ 教育委員会を含む市町村職員、校長を含む学校職員の研修機会ほぼ無い。

⑤ 申請、認定基準等の課題

・ わかりやすい申請書の配布、説明会の実施

・ 外国籍の保護者等、申請できるための必要な援助

・ 所得認定基準を、最低生保基準の1.3〜1.5倍に

・ 生活急変など必要な家庭に特別認定を。

・ 認定基準の計算等の公開、非認定の理由開示、不服申立ての制度

⑥ 給付

・ 給付額の増額。現状では、文科省「学校教育費負担調査」を下回る額

・ 子どもの必要、学校生活に対応できる額の支給と必要な援助のしくみを

例）修学旅行（実額支給）、医療費の拡充と虫歯治療のための通院等の援助

「お金がないから、参加できない」ことをなくす努力を。※社会的体裁維持費用

⑦ 福祉事務所等、関係機関との連携を

当日出席いただいた、神奈川の大和市の「生活と健康を守る会」の西村よし子さんの感想は、「私が日々活動している中でも横のつながり、連携が重要なことを痛感しています。就学援助は制度の活用だけでなく、親世代の生活環境の整備など広い視野が必要です。生活保護の扶助費基準が引き下げられ、多人数世帯や子育て世帯への影響が深刻です。それに合わせて就学援助認定基準の引下げも26年度から始まろうとしています。広い分野の方たちとつながり、子どもたちが元気で明るく楽しく学校へ通えるよう願って、これからも活動していきたいと思っています。」である。

同じく参加された、越谷市の小学校事務職員の永山美子さんは、「学校で出来ることと出来ないことがあるので、福祉事務所と教育委員会や学校との連携をさらにすすめること、就学援助の認定がされれば学童保育の保育料が減免されることや夏休みの給食提供が知らされていないかった」などの経験を話してくださいました。

また、西村さんの認定基準計算資料を見て、「この基準なら、母子家庭はほとんど就学援助を受けられる。では、どこで誰が教えてくれるの」という女性弁護士への気付きに、「児童扶養手当支給であればすぐ受けられるようにできないか」と気付き、さらに「非認定の時に不服申し立てをしているか」という質問に、「不服申し立てはできたとしても、その理由が開示されていない」、「認定基準の計算は教えてもらえるのか」の質問、意見が交換され、つくづく、学校と教育委員会、そして福祉事務所との関係のあり方、なによりも、子どもの教育に関係する、関心を持つ大人たちの大事な責任、課題に気付かされた学習会であった。